

八千代町地域福祉計画 八千代町地域福祉活動計画

2018年度～2022年度

概要版

誰もが**愛着**を持ち、みんなで**築く**
安心して暮らせるまち



「地域福祉」って何？

近年、まちづくりの課題や住民のニーズは複雑かつ多様化しており、従来の対象に応じて提供される福祉サービスだけでなく、民間と連携を図りながら総合的にサービスを提供することが求められています。

「地域福祉」とは、住み慣れた地域で誰もが安心して生きがいを持った暮らしを送れるよう、共に支え合い、互いに助け合う地域づくりに向け、地域住民や行政が相互に協力する仕組みを作ることです。

制度によるサービスを利用するだけでなく、地域の人と人とのつながりを大切にし、互いに助けたり助けられたりする関係やその仕組みを作っていくことが重要です。

地域福祉と「自助・共助・公助」

住民は、サービスの利用者と提供者いずれにもなりうる立場にあり、身近な地域での課題は、行政による福祉サービスだけではなく、地域の住民や組織からの支援で解決できることもあります。そのため、地域福祉の推進にあたっては、「自助・共助・公助」の視点が重要なポイントとなります。



自分たちの生活をより豊かで安心できるものとするためには、自分たちの住んでいる地域のことをよく理解している住民自らの手による福祉活動の実践が求められ、その際、自分でできることは自分で行う「自助(じじょ)」、近隣や地域、住民同士の支え合いや、団体や組織、事業者などによって支援する「共助(きょうじょ)」が求められます。

一方、住民の活動やボランティアによる取り組みが主体的に推進されるよう、その仕組みづくりや支援を行う「公助(こうじょ)」が行政の役割です。

計画策定の趣旨

本計画は、地域での支え合いの再構築や新たな地域福祉の実現に向け、住民、ボランティア、地域団体、福祉事業者、行政(町)、社会福祉協議会など、地域福祉に関わるすべての人が連携し、主体的に参加する地域づくりの方策を明らかにするために策定するものです。

本計画のもと、住民・行政・社会福祉協議会がそれぞれの立場で、地域の福祉的課題に主体的に取り組むとともに、連携と協働を推進し、自助・共助・公助が相まって、誰もが住みよい、心と心の通い合う福祉社会の実現を目指します。

地域福祉計画と地域福祉活動計画

地域福祉計画

地域の中で町民が協力し合う体制づくりに向けた「理念」と「仕組み」をつくるために町が策定する行政計画

地域福祉活動計画

すべての町民が連携・協力しながらお互いに支え合うため、社会福祉協議会が中心となって策定する具体的な活動内容を盛り込んだ実践的な活動・行動計画。

→本計画は、「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」を一体的に策定する計画です。

計画の体系図

基本理念

誰もが愛着を持ち、みんなで築く
安心して暮らせるまち



基本目標 ① 地域への愛着の形成と交流の推進

- 方針① 地域への愛着と福祉に対する意識の向上
- 方針② 地域における交流機会の充実

基本目標 ② 思いやりの心で支え合う地域づくり

- 方針① 地域福祉の担い手の育成
- 方針② 日常的な見守りと防犯活動の推進
- 方針③ 災害などの緊急時の助け合い

基本目標 ③ 安心して暮らせるまちづくり

- 方針① 情報提供と相談支援の充実
- 方針② 福祉サービスを総合的に提供する仕組みの充実

八千代町の地域福祉資源(人・機関・施設等)

分野	種類・名称	人数/団体数/箇所数	備考
住民組織等	行政区	62行政区	
	行政区長	62人	
	行政副区長	64人	
	老人クラブ	18クラブ 625人	
	消防団	7分団 192人	
地域福祉	民生委員児童委員	50人	
	母子保健推進員	30人	
	食生活改善推進員	89人	
	社会福祉協議会	1団体	
児童福祉	保育園	5園	
	認定こども園・幼稚園	4園	
	子育て支援センター	2か所	
	児童クラブ	8クラブ	
高齢者福祉・介護	介護支援専門員(ケアマネジャー)	31人	
	認知症サポーター	1,354人	
	シルバーリハビリ体操指導士	21人	
	ボランティア団体	5団体 120人	社会福祉協議会への登録団体
	個人ボランティア	75人	
	地域包括支援センター	1か所	役場内
	介護保険サービス事業所	39事業所	居宅介護支援：12、在宅系：22、施設・居住系：5
障がい福祉	障がい福祉サービス・障がい児福祉サービス事業所	13事業所	訪問系：3、通所系：5、入所・居住系：2、相談系：1、障がい児通所系：2
保健・医療	保健センター	1か所	
	医療機関	13か所	内科系：3、整形外科：1、歯科：9
教育・文化・体育	小学校・中学校・高校	8校	小学校：5、中学校：2、高校：1
	文化施設	4施設	中央公民館、図書館、歴史民俗資料館、農村環境改善センター
	公園・スポーツ施設	14か所	総合体育館、海洋センター、グリーンビレッジ、体育センター、公園：10

平成30年1月31日現在

資料：八千代町

アンケート調査にみる八千代町における「共助」の在り方

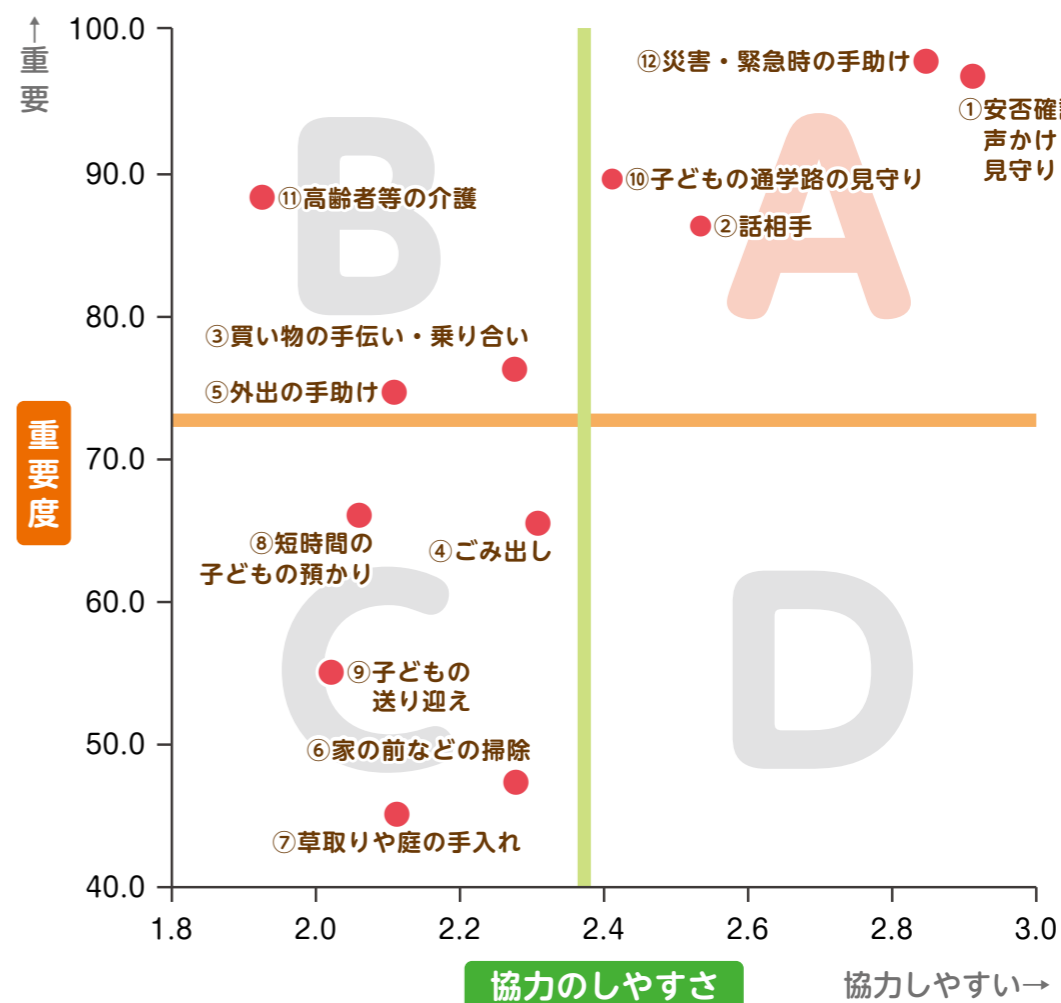
住民による支援の「重要度」と「協力のしやすさ」

八千代町地域福祉アンケート調査の結果から、「重要度」を縦軸、「協力のしやすさ」を横軸とした座標軸を設定し、「重要度」と「協力のしやすさ」の関係を散布図として表しました。

その結果

「重要度が高く、協力もしやすい」のは、

「災害・緊急時の手助け」「安否確認の声かけ・見守り」「話相手」「子どもの通学路の見守り」(Aゾーン=グラフ右上)



※八千代町地域福祉アンケート調査報告書より

基本目標 ① 地域への愛着の形成と交流の推進

【取組方針①】 地域への愛着と福祉に対する意識の向上

一人ひとりができること【自助】

▼ 内容

- 自分が住む地域の状況に関心を持ちます
- 日頃からのあいさつを心がけます
- 地域の文化や歴史、産業などに関心を持ちます
- 自分たちで住みよい地域にしていこうとする意識を持ちます
- 生活マナー(ごみ出し、ペットの糞、騒音等)の向上に努めます
- 行政区などの身近な地域の活動に積極的に参加します
- 福祉に対する理解を深めます
- 福祉に関する講座やセミナー・イベントなどに積極的に参加します
- 募金に協力します

みんなで協力してできること【共助】

▼ 内容

- 地域の中であいさつ・声かけを励行します
- 生活マナーの向上を呼びかけます
- 行政区や地域の活動に協力します
- 転入者や未加入者に対する行政区への加入を啓発します
- 自分の子や孫、地域の子どもなどに町の文化や歴史、産業などのことを伝えます

町(行政)が取り組むこと【公助】

【町の施策】

- 1 行政区活動の支援
- 2 町の歴史・文化等の振興
- 3 福祉教育の推進

【社会福祉協議会の事業】

赤い羽根共同募金事業／福祉体験講座／
サンタクロース派遣事業



【取組方針②】 地域における交流機会の充実

一人ひとりができること【自助】

▼ 内容

- 日頃から隣近所と交流します
- お祭りなどの地区行事に参加します
- 子ども会やサロン活動などに参加します
- 健康教室や介護予防教室などに積極的に参加します
- ウォーキングや自分にあった運動・スポーツに取り組みます
- 若い世代や転入者が地域行事などに参加しやすいよう配慮します

みんなで協力してできること【共助】

▼ 内容

- お祭りなどの地区行事の開催に協力します
- 子ども会やサロン活動の開催に協力します
- 地域のクリーン作戦などの清掃活動に参加し、きれいなまちづくりに協力します
- 地域にある公共施設を交流の場として有効に活用します

町(行政)が取り組むこと【公助】

【町の施策】

- 1 地区行事・イベントの開催
- 2 公共施設の活用
- 3 健康づくり・介護予防事業等の推進
- 4 生涯学習・スポーツ活動の推進

【社会福祉協議会の事業】

三世代交流事業／ふれあいいいきサロン／
敬老祝い品の贈呈／ひとり暮らし高齢者いきいきツアー／
高齢者世帯クリスマス料理配付事業／
親子すこやか交流事業／福祉まつり



基本目標 ② 思いやりの心で支え合う地域づくり

【取組方針①】 地域福祉の担い手の育成

一人ひとりができること【自助】

▼ 内容

- 地域活動(行政区の活動、清掃活動・クリーン作戦など)には積極的に参加します
- ボランティア活動に関心を持ちます
- 自分のできる範囲でボランティア活動に参加します

みんなで協力してできること【共助】

▼ 内容

- 地域活動(行政区の活動、清掃活動・クリーン作戦など)への参加を周囲に呼びかけます
- ボランティア活動に友人や知り合いを誘って参加し、活動の輪を広げます
- 若い人から高齢者まで誰もが参加しやすいような活動になるよう環境を整えます
- 団体間で情報共有を図り、活動の幅を広げたり、新たな活動を展開します

町(行政)が取り組むこと【公助】

【町の施策】

- 1 地域活動のリーダーの育成
- 2 ボランティアの育成と活動支援
- 3 関係団体の活動支援

【社会福祉協議会の事業】

ボランティアセンター(ボランティア登録)／ボランティア活動保険／
スキルアップ手話講座(地域生活支援事業)／寄付金品の受入払出(善意銀行)／
ボランティア連絡協議会／老人クラブ連合会／身体障害者福祉協会／母子寡婦福祉会

【取組方針②】 日常的な見守りと防犯活動の推進

一人ひとりができること【自助】

▼ 内容

- 近所の人や離れて生活している家族などと定期的に連絡をとります
- お金を振り込む際は二重電話詐欺などに注意し、再度確認します
- 自分たちで住みよい・安全な地域にしていこうとする意識を持ちます
- ひとり暮らし高齢者等の様子を気にかかけ、異常等があった場合には適宜連絡します
- 日頃から防犯意識を高めます
- 「こども 110 番の家」の登録に協力します

みんなで協力してできること【共助】

▼ 内容

- 消費者被害などに遭わないよう、地域で情報を共有します
- 近所での声かけや見守りを行い、異常等があった場合には適宜連絡します
- 地域の安全パトロールなどの防犯対策に協力します
- 子どもの登下校の見守り活動を行います

町(行政)が取り組むこと【公助】

【町の施策】

- 1 防犯・交通安全対策の推進
- 2 見守り・安否確認活動の推進

【社会福祉協議会の事業】

ご近所声かけ隊事業／ひとり暮らし高齢者友愛訪問事業

【取組方針③】 災害などの緊急時の助け合い

一人ひとりができること【自助】

▼ 内容

- 日頃から防災意識を高め、避難場所や避難経路を確認します
- 防災グッズや食料・飲料水を準備します
- 助けが必要な人は事前に周りや行政に自分の情報を伝えておきます
- 支援者として活動できるよう、日頃から近所との交流を深めます
- 災害ボランティアに登録します

みんなで協力してできること【共助】

▼ 内容

- 防災訓練などに参加して災害時に備えます
- 地域の自主防災組織の体制づくりに積極的に参加します
- 個人情報に配慮しながら、地域の要配慮者の把握と情報の共有に努めます
- 地域の要配慮者に対する援助にはできる限り協力します

町(行政)が取り組むこと【公助】

【町の施策】

- 1 地域防災体制の充実
- 2 避難行動要支援者の支援体制の充実
- 3 緊急時連絡・通報体制の整備

【社会福祉協議会の事業】

災害ボランティアのマネジメント

基本目標 ③

安心して暮らせるまちづくり

[取組方針①] 情報提供と相談支援の充実

● 一人ひとりができること【自助】

▼ 内容

- 身近な地域の情報発信(口コミ、インターネットなど)に努めます
- 必要な情報を入手し、的確に活用します
- 日頃から近所付き合いを深め、身近に相談相手を見つけておきます
- 民生委員・児童委員の役割を理解します
- 地域の担当民生委員・児童委員の名前を広報紙等で把握します
- 町や社会福祉協議会、事業所の相談窓口を必要に応じて活用します
- 生活困窮者を見つけたら役場に連絡します(行政の専門機関につなげます)

● みんなで協力してできること【共助】

▼ 内容

- 必要とする情報が取得できない・しにくい人がいたら支援します
- 地域で孤立気味の人・家庭には話しかけ、情報を伝えたり相談にのります
- 必要な支援に結びついていない人がいたら相談機関につなぎます



● 町(行政)が取り組むこと【公助】

【町の施策】

- ① 情報発信・広報の方法・媒体等の充実
- ② 相談支援体制の充実
- ③ 生活困窮者等の支援
- ④ 人権・命を守る取り組み

【社会福祉協議会の事業】

社協だより／ボランティア広場／視覚障がい者への「声の広報やちよ」／心配ごと相談事業／生活福祉資金貸付／小口資金の貸付／食糧支援／日常生活自立支援事業(地域福祉権利擁護事業)

[取組方針②] 福祉サービスを総合的に提供する仕組みの充実

● 一人ひとりができること【自助】

▼ 内容

- 日頃から福祉に関する制度やサービスに関心を持ちます
- 福祉・保健・医療・介護の各機関の情報に常に関心を持ちます
- 高齢者や障がいのある人が働きやすい環境をつくるために配慮します
- 子どもや高齢者や障がいのある人などの虐待を発見したら通報します
- 「町内医療機関巡回バス」を積極的に利用します
- 成年後見制度などの権利擁護について理解を深めます
- 日常的に移動交通手段の確保に努めます

● みんなで協力してできること【共助】

▼ 内容

- 高齢者や障がいのある人が暮らしやすい環境をつくります
- 高齢者や障がいのある人が働きやすい環境をつくるために配慮します
- 必要なサービスの利用に結びついていない人がいたら支援します
- 交通手段がない近所の高齢者等に対して、できる範囲で同乗などを協力します

● 町(行政)が取り組むこと【公助】

【町の施策】

- ① 子ども・子育て支援の充実
- ② 高齢者を支える地域包括ケアシステムの充実
- ③ 障がい者の福祉の充実
- ④ 交通環境の充実と移動支援

【社会福祉協議会の事業】

在宅福祉サービス(高齢者等・子育てサポート)／入学祝品配付事業／歳末たすけあい配分事業／軽度生活援助事業／寝たきり高齢者等への理髪料助成／指定居宅介護支援事業(ケアマネジメント)／指定訪問介護事業(ホームヘルプ)／障がい者居宅介護・重度訪問介護／福祉機器等の貸出(福祉車両・福祉用具)

八千代町地域福祉計画・八千代町地域福祉活動計画 平成30年3月

発行

茨城県 八千代町

編集

八千代町 保健福祉部 福祉課

〒300-3592 茨城県結城郡八千代町大字菅谷 1170

☎ 0296-48-1111 (代表)

社会福祉法人 八千代町社会福祉協議会

〒300-3572 茨城県結城郡八千代町大字菅谷 1033

☎ 0296-49-3949